

差出人: (I) [REDACTED]  
 送信日時: 2017年12月31日 日曜日 11:55  
 宛先: (II) [REDACTED]  
 件名: (III) [REDACTED] [法令等違反通報窓口]日本年金機構ホームページからのお問い合わせ 2017/12/31 11:54

日本年金機構ホームページから、下記内容のお問い合わせがありました。

送信日時: 2017/12/31 11:54

- (A) ID: [REDACTED]
- (B) 氏名: [REDACTED]
- (C) メールアドレス: [REDACTED]
- (D) 電話番号: [REDACTED]
- (E) 住所: [REDACTED]
- (F) 記入欄: [REDACTED]

先程ネットから取ったハードコピーアップできませんでしたので、念のため、ハードコピーの情報を送りいたします。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) 昭和 年 月 日 性別
- (4) [REDACTED]
- (5) 個人番号: [REDACTED]
- (6) [REDACTED]
- (7) [REDACTED]
- (8) [REDACTED]
- (9) 昭和 年 月 日
- (10) 個人番号: [REDACTED]
- (11) 配偶者の年間所得の見積額 万円
- (12) [REDACTED]
- (13) [REDACTED]
- (14) [REDACTED]
- (15) [REDACTED]

以上  
宜しくお願ひ致します。

送付人: [REDACTED]  
 送信日時: 2017年12月31日曜日 11:32  
 宛先: [REDACTED]  
 件名: [法令等違反通報窓口]日本年金機構ホームページからのお問い合わせ 2017/12/31 11:31  
 [REDACTED]

日本年金機構ホームページから、下記内容のお問い合わせがありました。

送信日時 : 2017/12/31 11:31

ID : [REDACTED]

氏名 : [REDACTED]

メールアドレス : [REDACTED]

電話番号 : [REDACTED]

住所 : [REDACTED]

記入欄

最近中国のデータ入力業界では大騒ぎになっております。

「平成30年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の大量の個人情報が中国のネットで入力されています。普通の人でも自由に見られています。一画面に受給者氏名、生年月日、電話番号、個人番号（マイナンバー）、配偶者氏名、生年月日、個人番号、配偶者の年間所得の見積額等の情報が自由に見られます。

誰が担当しているかはわかりませんが、国民の大事な個人情報を流出し、自由に見られても良いのでしょうか？

ネットからハードコピーを取りましたが、アップできませんでした。残念です。

対策が必要と思います。

宜しくお願い致します。

令和3年2月25日  
日本年金機構

追加のご照会（令和3年2月24日）について

別添メールの黒塗り部分に記載されていた項目

（ご回答）

日本年金機構の法令違反通報窓口が届いた通報に関して、別添のメールに記載されている項目は、以下のとおりです。

- I 機構内部のメールアドレス
- II 機構内部のメールアドレス
- III 受付番号
- A 受付番号
- B 通報者が記入した氏名
- C 通報者が記入したメールアドレス
- D 通報者が記入した住所
- 1 カタカナ氏名
- 2 漢字氏名
- 3 生年月日・性別
- 4 電話番号
- 5 個人番号
- 6 「配偶者氏名」という文字
- 7 カタカナ氏名
- 8 漢字氏名
- 9 生年月日
- 10 個人番号
- 11 配偶者の年間所得の見積額
- 12 郵便番号
- 13 住所
- 14 氏名
- 15 シーケンス番号

令和3年2月25日  
厚生労働省年金局事業企画課

ご照会（令和3年2月22日）について

2 別添メールの年金情報は実在の人物であるかどうかの厚労省の見解を記載したもの

（ご回答）

日本年金機構からの報告により、通報に記載されている個人情報については、実際に平成30年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書をご提出いただいた1件分の情報の一部が転記されたものであると承知しております。

13 検証作業班の最終報告書はいつですか

（ご回答）

中間報告書案そのものが、案段階のものであって取りまとまっていない状況と承知しています。

2021年2月16日  
厚生労働省年金局

未定稿（取りまとめ作業未了）

日本年金機構における業務改善計画の実施状況等の検証作業班 中間報告書  
2020年〇月

1、検証作業班における確認事項

(1) 経過

- ・日本年金機構（以下「機構」）は毎年、年金受給者から扶養親族等申告書の提出を受け、源泉徴収等の事務処理を行っている。2017年8月、機構は（株）SAY企画に対し、686万人分の申告書及び430万人分のマイナンバー申出書（氏名、住所、電話番号、生年月日、家族構成、年金受給者の年間所得額に係る情報などを含む）のデータ入力業務を約1億8千万円で委託した。ところが、同社は予定していた人員を集めることができず、中国の事業者へデータ入力の一部を無断で再委託を行い、多くの入力ミスなどがなされていたことが発覚した。
- ・これを受けて、機構は2018年1月以降、自らデータ再作成などの対応を行ったほか、検証・原因究明等のため4月に外部の有識者4名からなる「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」（以下「調査委員会」）を設け、約一か月で報告書がとりまとめられた。社会保障審議会年金事業管理部会での審議も経て、6月、厚労大臣から機構に業務改善命令が発出された。機構では、これを受けて業務改善計画を策定し、その実施がなされている。
- ・当検証作業班は、平成30年6月29日開催の第37回年金事業部会において、以下の確認事項を委嘱され、業務改善計画の進捗状況を確認する役割を担い、調査活動を続けてきた。

(2) 確認事項

以下の事項について検討・実施状況の確認を行う。

- ① 調達ルール・外部委託管理ルールの見直しに関すること（諸規程等改正）
- ② 組織体制の強化に関すること
- ③ インハウス型委託の推進に関すること
- ④ 人事体系・本部組織のリスク管理の見直し等に関すること

2、確認結果

上記確認事項については、本件中間報告書を作成するにあたっての調査・検討において業務改善計画に記載されたとおり履行されていることを確認した。

3、その他調査を踏まえた指摘事項

調査の過程で以下の事項が議論され、検証作業班メンバーより、以下の見解



が示された。

(機構の設けた調査委員会の第三者性について)

- ・機構の設けた調査委員会では、4名の委員のうち1名は機構の顧問弁護士が務め、当該委員がヒアリングで主たる役割を担っており、第三者性に疑義がある。国会などでも第三者委員会と受け止められていたはずである。
- ・調査委員会設置時のリリース等によれば、調査委員会はもともと第三者委員会として設けられていない。第三者委員会として設置すべきだったという意見はあり得るが、調査報告書が提出され、それを踏まえた業務改善計画が実施されている現段階になってから指摘すべき事項とは思われない。

(中国事業者への情報漏洩について)

- ・中国の事業者には、氏名・フリガナのみが開示されていたとされているが、実際には、その他の情報が開示されていた可能性がある (2017年12月31日に情報漏洩を伝える通報があり、これを受けて、機構は2018年1月6日から特別監査を実施。IBMに調査を依頼したが、その調査依頼項目にはSAY企画から中国の事業者に再委託した個人情報<sup>が</sup>氏名・フリガナのみだったのか、それ以外の情報も含まれていたかのデータ確認は含まれていない。氏名・フリガナのみだったとするのは、機構が独自に確認したことをIBMに伝えていただけである。)
- ・情報漏洩の可能性がゼロではなかったとしても、委託から2年半以上が経過した現時点において、情報漏洩から生じたと考えられる問題は何も確認されていない。
- ・情報漏洩の「可能性がある」と指摘するだけの根拠があるのかどうか、判断がつかねる。
- ・情報漏洩の可能性についての機構の説明は不十分である。客観的根拠を示したうえで、情報漏洩の可能性の有無について説明する必要があるとの意見があった。

((株)SAY企画と機構の委託契約について)

- ・入札プロセス、履行前審査、履行後審査の各段階において、同社に十分な業務体制のないことや契約違反が明らかになっているにもかかわらず黙認されている。また、業務委託契約書や日本年金機構会計規程に反し、問題発覚後の2018年1月15日にも7105万円の支払いがなされている。
- ・上記の点については、業務改善計画等に従い既に対応しているものと理解しているが、再発防止のためにも計画の着実な履行に努めていただきたい。なお、問題発覚後の支払いについては、契約・規程に違反するとまでは認めれないものの、不適切であったことは間違いなく、再発防止を徹底されたい。



# 平成30年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出期限

平成29年 9月 29日

提出年月日

平成 年 月 日

30-A

平成30年分の老齢年金に課税される所得税の計算を行うために必要なものです。  
 平成29年分の扶養親族等申告書の申告内容を印刷しています。提出時点の配偶者や扶養親族の状況を記入し、必ず自署で署名・押印してください(記入方法は同封のリーフレットの6ページを参照ください)。以前提出いただいた漢字氏名が機械上使用できない漢字である場合は、カナで記載していますので、ご了承ください。

A	受給者氏名	印	生年月日	性別	1. 男 2. 女
	電話番号		① 本人障害		1. 普通障害 2. 特別障害 <small>(該当する場合は摘要欄に記入が必要です。)</small>
	個人番号 (マイナンバー)		② 寡婦・寡夫		1. 寡婦 (受給者が女性) 2. 特別寡婦 (受給者が女性) 3. 寡夫 (受給者が男性)

B	フリガナ 配偶者氏名	続柄	④ 配偶者の区分 <small>(B欄に記入する場合は下記1, 2, 3のいずれかに必ず○印をつけてください。)</small>	⑤ 配偶者の年間所得の見積額	⑥ 配偶者障害	同居・別居の区分
	配偶者生年月日	1. 夫 2. 妻	受給者(A欄の方)の合計所得の見積額が900万円以下 1. 配偶者(B欄の方)の合計所得の見積額が38万円以下 2. 配偶者(B欄の方)の合計所得の見積額が38万円超～85万円以下	万円	⑦ 配偶者老人区分 1. 普通障害 2. 特別障害 <small>(⑥欄が「1」又は「3」の場合。該当する場合は摘要欄に記入が必要です。)</small> 2. 老人 <small>(⑥欄が「1」かつ70歳以上)</small>	⑧ 非居住者 1. 同居 2. 別居 1. 非居住
	配偶者個人番号 (マイナンバー)					

C	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	⑩ 種別	⑪ 障害 <small>(該当する場合は摘要欄に記入が必要です。)</small>	同居・別居の区分	⑬ 年間所得の見積額		
	個人番号 (マイナンバー)		1明 3大 5昭 7平			年 月 日		1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居
	⑨ 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)*								3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族

裏面も確認、ご記入ください。

14 15 16



C	フリガナ 氏名		続柄	生年月日		障害 (該当する場合は摘要欄に記入 が必要です。)	同居・別居 の区分 非居住者	年間所得 の見積額
	個人番号(マイナンバー)			種別				
控除対象 扶養親族 (16歳以上) または 扶養親族 (16歳未満) ※	セイ	メイ	3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平	年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住者	万円
	姓	名						万円
								万円
								万円
								万円
								万円
⑭	普通障害	人	⑮ 摘要					
	特別障害(同居)	人						
	特別障害(別居)	人						
⑯	他の所得者が控除を受ける扶養親族等	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	住所または居所	控除を受ける他の所得者 氏名 続柄 住所または居所		
				1明 3大 5昭 7平				

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

※控除対象となる配偶者や扶養親族の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みください。

出典) 厚生労働省提出資料



①競争参加資格停止措置

- ・平成30年3月20日より「3年間」(内規に基づく最長期間)、機構が実施する競争入札への参加資格を停止。

②競争参加制限措置

- ・上記資格停止期間経過後の平成33年3月20日以降、業務改善が十分に図られると機構が判断するまで、競争入札への参加を制限する措置を実施。

(3) 機構の主な対応経過

本事案が判明した契機は、平成29年12月31日に機構ホームページに掲載している法令等違反通報窓口寄せられた匿名の通報メールであった。当該メールには、SAY企画の契約違反行為をうかがわせる内容が記載されており、その通報を機構が平成30年1月4日に把握した後の機構の主な対応経過は、以下のとおりである。

平成30年

- ①1月4日 SAY企画の契約違反行為をうかがわせる内容の匿名通報を把握  
(平成29年12月31日に通報メールを受信)
- ②1月6日 SAY企画への立入監査 → 中国の関連事業者への再委託(漢字氏名、フリガナのみ)  
が判明
- ③1月15日～ 機構コールセンターに、平成29年分源泉徴収票の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名誤りにつき苦情が入り、氏名の入力誤りが判明
- ④1月19日 機構ホームページに「平成29年分公的年金等の源泉徴収票の表示誤りと再送付について」を公表
- ⑤1月20日 機構本部職員によるデータ再作成作業の実施を決定
- ⑥1月30日 再発行した源泉徴収票を受給者に発送(約55万人)
- ⑦1月31日～2月2日 機構職員及び日本アイ・ビー・エム株式会社社員による中国の関連事業者の現地調査
- ⑧2月8日 平成30年分申告書の入力処理の誤入力率が高いことが判明
- ⑨2月12日 平成30年分申告書の入力漏れが判明(件数は2月14日に特定)
- ⑩2月13日 機構ホームページに「平成30年2月の老齢年金定時支払における源泉徴収税額について」を公表
- ⑪2月20日～3月9日 機構全拠点の職員による点検・補正作業の実施を決定し順次作業(528万人分)
- ⑫3月12日 入力漏れが追加判明(このうち平成29年12月11日以前提出分の件数は3月18日に特定)
- ⑬3月15日 入力漏れ分(約6.5万人)について支払
- ⑭3月18日 点検を行った528万人分のうち、約31.8万人分に入力誤りがあることが判明
- ⑮3月20日 厚生労働大臣から機構理事長に指示、機構において一連の事案の内容をとりまとめ、公表・記者会見
- ⑯4月13日 入力漏れ分(約1.4万人)、入力誤り分(約7万人)について支払

周4

平成30年1月15日分

会計年度 平成29年度

支払伺書



会計区分	一般会計
支払伺書番号	00020081-003
起案日	平成 年 月 日
決裁日	平成 年 月 日
契約部門	年金給付部給付業務課
起案者	

室長	G長	担当者

下記のとおり支出してよろしいか伺います。

件名	扶養親族等申告書・個人番号申出書データ入力及び画像化業務
----	------------------------------

支払先	支払金額合計 (内消費税等)
東京都豊島区東池袋1-48-1025山京ビル 1051100015:株式会社 SAY企画 代表取締役 切田 精一	71,051,734 円
普通預金	(5,283,091 円)

法人口座			
支払方法	後払・分割 (3/7)	支払区分	口座振込
契約種別	役務	契約年月日	平成29年 8月 9日
単価契約区分	総価	検取年月日	平成29年12月28日
		検取担当者	
備考			

No.	依頼部門 事業	予算科目 勘定科目	品名	摘要	数量 単価	金額 (内消費税等)
001	年金給付部給付 本部給付事務	外部委託費 業務・外部委託費	役務	①平成30年分 公的 年金等の受給者の扶	6,500,000 件 14.9 円	35,631,807 円 (2,639,394 円)
002	年金給付部給付 本部給付事務	外部委託費 業務・外部委託費	役務	②平成30年分 QR 賦込のみ	1,500,000 件 0.46 円	635,839 円 (39,691 円)
003	年金給付部給付 本部給付事務	外部委託費 業務・外部委託費	役務	③平成29年分 扶養 親族等にかかる個人	5,000,000 件 14.3 円	34,884,088 円 (2,584,006 円)
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						



ご照会（令和3年2月22日）について

1 別添メールの年金情報は盗まれていたのかが分かる資料  
盗まれていた場合、どのように盗まれたのかの経緯が分かる資料

（ご回答）

機構では、当該通報メールを把握後、ただちに調査にとりかかり、専門技術的観点から、外部の専門事業者（日本 IBM 株式会社）による調査を実施した結果、

- ① 扶養親族等申告書の入力業務の受託事業者（SAY 企画）および中国の再委託先事業者から情報の流出は生じていないと判断される、また、
- ② 受託事業者から中国の再委託先事業者に送付されていた情報は、「氏名とフリガナ」のみであった

との報告を受けています。

また、この IBM の調査結果については、さらに第三者機関（TIS 社）にも検証いただいております。その結果においても、IBM 社の結論には信頼性があると評価を受けています。

加えて、通報から約3年経過した現在においてもなお、通報のようにネットで流出していた事実、情報漏洩から生じたと考えられる問題は確認されていません。

したがって、メールに記載された個人情報については、中国の再委託先から流出してインターネットに掲載された情報を取得したものとは考えにくいと判断しております。

また、この通報メールに記載されていた個人情報は、受託事業者が保有していた情報であることを確認しており、かつ、このメールには、当時、機構では把握していなかった、「個人情報が中国で入力されている」という事実を記載していること等から、この情報に触れる機会があった受託事業者の従業員が、受託事業者の業務執行の問題点を機構に通報する意図で、一件分の個人情報を機構に提供してきた蓋然性が高いのではないかと考えております。

3 別添メールの年金情報のご本人に謝罪をしたのかが分かる資料

（ご回答）

上記1のご回答に記載したとおり、匿名の通報メールについては、この情報に触れる機会があった受託事業者の従業員が、受託事業者の業務執行の問題点を機構に通報する意図で、一件分の個人情報を機構に提供してきた蓋然性が高く、記載されていた方の個人情報は外部に流出していないと判断しているため、機構からご本人への連絡はしていません。



4 SAY 企画に 2018 年 1 月 15 日に支払った際の以下の資料  
振り込みが分かる資料  
決裁文書の写し  
どのような業務に対する支払いかが分かる資料

(ご回答)

ご照会については、別添をご参照ください。

6 機構の設けた調査委員会は第三者性があることを証明する資料

(ご回答)

日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会は、添付の設置要綱のとおり、外部の専門家により構成されています。なお、日弁連のガイドラインに定める第三者委員会として設置したものではありません。

7 機構の設けた調査委員会の野村弁護士と年金機構との間の契約のすべてにおける金額（顧問契約など）  
※野村弁護士が所属する弁護士事務所との契約含む

(ご回答)

野村弁護士とは、法令等違反通報外部窓口等の運営に係る委嘱契約を結んでおり、それに関する令和 2 年度における契約額は 4,080,000 円（税抜）です。

8 調査委員会の座長は水島理事長の昔からの知り合いかどうかについてご回答ください。

(ご回答)

調査委員会座長の安田隆二氏と機構理事長との関係は、理事長が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長であった当時、安田氏が同機構の譲渡業務諮問委員会委員であったことからご指導いただいた以外は、調査委員会座長に就任いただくまで特段の関係はありません。

9 SAY 企画の氏名・かなのみを切り出すシステムについて、SAY 企画に残っていた 12 月 18 日のファイルの写しをご持参ください。

また、なぜ、この 1 枚しか存在していないのか、理由をご教示下さい。

(ご回答)

委託事業者が保有していたファイルサーバー上に保存されていた、画像化した「扶養親族等申告書・個人番号申出書」ファイルと切り出した「氏名とフリガナ」ファイルが保存されているディレクトリ内の状況については、添付の IBM 調査結果報告書 P11 の図 6 のとおりです。

なお、IBM の調査では、委託事業者が保有していたファイルサーバー上に保存されていた「氏名とフリガナ」部分を切り出した画像化ファイルの作成日付が平成 29 年 12 月 18 日であったことを現地で確認していますが、そのファイル自体は機構として保有していません。

10 中国における入力作業はいつから始まっていつまでだったのかが分かる資料

(ご回答)

添付の IBM 調査結果報告書 P32・P33 のとおり、IBM の調査において、中国の再委託先事業者では、氏名・かなの入力作業は平成 29 年 10 月中旬から 12 月 25 日の間で実施されていたことを、受託事業者および再委託先事業者に対するヒアリングで確認しています。

11 SAY 企画の氏名・かなの切り出しシステムの実演を実際に見たのは年金機構・厚労省のどの職員か。どのような実演だったか。

(ご回答)

SAY 企画

氏名・カナを切り出すシステムの動作検証は平成 30 年 1 月 12 日に現地で IBM が実施し、機構の情報管理対策室 上席システム専門職職員が立ち会いました。

動作確認した内容については、添付の IBM 調査結果報告書 P8~12 をご参照ください。

14 IBM の調査報告書の調査項目（調査目的）に氏名・かな以外の情報が流出したかの調査は入っているか。

(ご回答)

機構から IBM へ依頼した調査の目的は、「受託事業者および再委託先事業者における情報取り扱い実態を確認することで、情報の持ち出しが生じている可能性を評価すること」であ

り、この中には受託事業者および中国の再委託先事業者からの情報の流出の有無と受託事業者から中国の再委託先事業者に送付されていた情報の内容の確認が含まれています。

IBMはこの目的に沿って各種調査を実施し、その調査結果として、

- ① 受託事業者および中国の再委託先事業者から情報の流出は生じていないと判断した、
- ② 受託事業者から中国の再委託先事業者に送付されていた情報は、「氏名とフリガナ」のみであった

との報告を受けています。

また、IBMの調査結果報告書については、TIS社による検証において、調査目的は達成されており、「中国の再委託先事業者に送付されていた情報は「氏名とフリガナ」のみであった。」との結論については、信頼性があると評価されています。



令和3年2月25日  
厚生労働省年金局事業企画課

ご照会（令和3年2月22日）について

年金機構から漏えいしたデータの中にマイナンバーが含まれているとすれば、被疑者不詳で刑事告訴する必要があると思われませんが、告訴はしているのか、ご教示ください。

告訴していない場合は、なぜしていないのか、その場合国家公務員の告訴義務に違反していないか、ご教示ください。

今回の通報の行為については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第49条等の罰則を伴う規定に係る犯罪事実<sup>①</sup>に該当するものと認められず、ご質問の刑事告発は行っておりません。

（参考）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

出典）厚生労働省提出資料

令和3年2月25日  
日本年金機構

### ご照会（令和3年2月24日）について

○ TIS社とIBM社の関係について

（ご回答）

TIS社とIBM社の間には、資本関係（出資、資本参加）はなく、親会社・子会社の関係ではないこと、また、両社の間での人事交流等はないと伺っています。

○ SAY企画は本当に解散しているのか。

（ご回答）

株式会社SAY企画については、添付のとおり、平成30年6月6日付けの官報において、同月5日開催の株主総会の決議により解散した旨が公告されたと承知しています。

○ SAY企画に行った特別監査の報告書

（ご回答）

SAY企画に対して行った特別監査の報告書は別添のとおりです。

○ 通報の対象となった申請書に係る審査委託業者の会社はどこか。

（ご回答）

当該申告書にかかる受付・点検等の業務はトランス・コスモス（株）が行ったものです。

出典）日本年金機構提出資料

2021.2.25  
日本年金機構

トランス・コスモス 11,794 千件 1,227,540 千円

2018.

システムシンク 46,214 千件 377,332 千円

2018.

出典) 日本年金機構提出資料



令和2年7月31日（金）  
健康局結核感染症課  
健康局健康課予防接種室  
【照会先】 （担当・内線）  
予防接種室長 林 修一郎（2071）  
課長補佐 藤野 雅弘（2337）  
（電話・代表）03（5253）1111

### 報道関係者各位

#### 新型コロナウイルスワクチンの供給に係る米国ファイザー社との基本合意について

本日、厚生労働省は、米国ファイザー社が新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、来年6月末までに6000万人分のワクチンの供給を受けることについて、ファイザー社と基本合意に至りましたので、お知らせします。

今回の基本合意は、ファイザー社との間で供給量等の基本的な事項に関して合意を得たものであり、今後、最終契約に向けて速やかに協議を進めてまいります。

厚生労働省では、引き続き、国民の皆様に対してワクチンを早期に供給することを目指し、様々な取組を進めてまいります。

出典) 厚生労働省提出資料

令和3年1月20日（水）  
健康局結核感染症課  
健康局健康課予防接種室  
【照会先】 （担当・内線）  
予防接種対策推進官 尾崎 守正（8151）  
課長補佐 藤野 雅弘（2397）  
（電話・代表）03（5253）1111

報道関係者各位

### 新型コロナウイルスワクチンの供給に係るファイザー株式会社 との契約締結について

本日、厚生労働省は、米国ファイザー社の新型コロナウイルスワクチンについて、日本での薬事承認等を前提に、年内に約1億4,400万回分の供給を受けることについて、ファイザー株式会社と契約等を締結しましたので、お知らせします。

厚生労働省では、引き続き、国民の皆様に対してワクチンを早期に供給することを目指し、様々な取組を進めてまいります。

出典）厚生労働省提出資料



## ファイザーとBioNTech、BNT162 mRNAワクチン候補の日本への提供に関する最終合意書を締結

報道関係各位

2021年1月20日  
ファイザー株式会社

ファイザー社 (NYSE:PFE、以下「ファイザー」) およびBioNTech SE (Nasdaq: BNTX) は本日、日本の厚生労働省とファイザー株式会社との間で、SARS-CoV-2に対するmRNAワクチン候補BNT162b2の提供に関する最終合意書を締結したことを発表しました。

- 最終合意の内容は、BNT162b2の日本における薬事承認を前提に、2021年に約1億4400万回分を日本に提供するというものです。
- なお、両社は2020年7月31日に、日本における1億2000万回分のBNT162 mRNAワクチン候補を日本に提供する基本合意について発表しました。
- また、2020年9月2日に発出されたPMDAの「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチンの評価に関する考え方」のガイダンスに基づき、日本人におけるBNT162b2の安全性、忍容性および免疫原性を評価する国内第1/2相試験を実施し、2020年12月18日に、本ワクチン候補の製造販売承認を日本の厚生労働省に申請しました。

両社は安全性、有効性および品質を確保したワクチンを速やかに日本に供給し、国により接種が行われるよう、全ての関係者と緊密に連携しながら準備を進めています。

### ファイザーについて：患者さんの生活を大きく変えるブレイクスルーを生み出す

ファイザーはサイエンスとグローバルなリソースを活用し、人々が健康で長生きし、生活を大きく改善するための治療法をお届けしています。私たちは、革新的な医薬品やワクチンを含むヘルスケア製品の探索・開発・製造における品質・安全性・価値の基準を確立するよう努めています。ファイザーの社員は、生命や生活を脅かす疾患に対するより良い予防法や治療法を提供することで、日々、世界中の人々の健康に貢献しています。世界有数の革新的医薬品企業の責務として、信頼できる医療に誰もが容易にアクセスできるように、世界中の医療従事者、政府、地域社会と協力しています。人々の期待に応えるため、私たちは170年以上にわたり前進し続けてきました。詳細はホームページをご覧ください。 [www.pfizer.com](http://www.pfizer.com) (グローバル) [www.pfizer.co.jp](http://www.pfizer.co.jp) (日本法人)

Copyright© since 1997 Pfizer Japan Inc. All right reserved.

出典) ファイザー株式会社ホームページ